

介護保険制度改正への提案書

平成 22 年 10 月

全国グループホーム団体連合会

平成22年10月18日

- ① 厚生労働省老健局
局長 宮島 俊彦 殿
- ② 厚生労働省老健局高齢者支援課
課長 水津 重三 殿
- ③ 厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室長 千葉 登志雄 殿
- ④ 厚生労働大臣 細川 律夫 殿
- ⑤ 厚生労働副大臣 藤村 修 殿
- ⑥ 厚生労働副大臣 小宮山 洋子 殿
- ⑦ 厚生労働大臣政務官 岡本 充功 殿
- ⑧ 厚生労働大臣政務官 小林 正夫 殿
- ⑨ 内閣府特命担当大臣
民主政策調査会会長 玄葉 光一郎 殿

平成22年10月18日

厚生労働省老健局

局長 宮島 俊彦 殿

全国グループホーム団体連合会
代表 加藤 和也

一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会
山形県認知症高齢者グループホーム連絡協議会
NPO 法人 宮城県認知症グループホーム協議会
NPO 法人 福島県認知症グループホーム協議会
NPO 法人 茨城県地域密着型介護サービス協議会
群馬県地域密着型サービス連絡協議会
山梨県認知症高齢者グループホーム協会
NPO 法人 長野県宅老所・グループホーム連絡会
NPO 法人 岐阜県グループホーム協議会
静岡県認知症高齢者グループホーム連絡協議会
愛知県認知症グループホーム連絡協議会
一般社団法人三重県地域密着型サービス協議会
淡海グループホーム協議会（滋賀県）
NPO 法人 京都府認知症グループホーム協議会
NPO 法人 岡山県認知症高齢者グループホーム協会
愛媛県グループホーム連絡協議会
高知県宅老所・グループホーム連絡会
福岡県高齢者グループホーム協議会
長崎県認知症グループホーム連絡協議会
沖縄県グループホーム連絡会

介護保険制度改正への提案

～利用者と家族、そして介護職員が地域で安心して暮らし続けられるために～

厚生労働省の日頃からの認知症介護への取り組みや、介護事業者への様々な施策におかれましては、多大なるご尽力をいただき深く感謝申し上げます。

介護保険制度では、平成 18 年度から地域密着型サービスが創設され、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）もその中に位置づけられました。今後は、さらに、有能な人材を確保し、職員育成においても研修等の充実化を図り、その有する機能を強化して、地域における認知症ケアのリーダー的な役割を十分に果たしていきたいと考えております。

さて、我が国においては、認知症の方が国の予想をはるかに上回るスピードで増え続けており、早急に、認知症になっても安心して在宅生活を継続することができる、住みやすい地域社会の構築が求められております。

2012 年には介護保険制度改正が施行されますが、在宅介護の支援強化に向けた 24 時間 365 日体制での在宅サービスのあり方、特別養護老人ホームにおける 42 万の入所待機者への対応、介護と医療との連携やすみ分け、保険料や利用者負担のあり方、介護人材の確保と処遇の改善、等々、現在、山積する課題等への対策に期待しているところであります。

当連合会においても、認知症の方の安心した生活を可能とする地域づくりや、介護に従事する人達が夢を持って働くことができる、魅力ある職場環境の整備に向けての取り組み等を行うとともに、さらなるサービスの向上を目指し、地域住民に寄り添いながら、超高齢社会においても、一人ひとりが尊厳をもって暮らせるための支援の実現、そこで働く職員の夢の実現に向けて邁進していきたいと考えております。

私たちは、グループホームの未来の姿の実現のために、次のことについて提言をいたします。この提言は全国の各グループホームの声として受けとめていただき、未来に向かって夢のある介護保険制度の改正をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

全国グループホーム団体連合会

介護保険制度改正への提案

私達はグループホームの未来の姿の実現のために次のことを提案します。

グループホームの未来の姿

1. 認知症の人や家族の暮らしを人生の最期まで支え続けられるグループホーム
2. 家族や地域の多様なニーズに応え、地域とつながって地域づくりの拠点になれるグループホーム
3. 豊かな介護人材の育成と介護職員がやりがいと安定した生活を営めるグループホーム

制度改正に向けた提案

- 1、利用者本位を貫き、生活圏域を柔軟にとらえた地域密着型サービスの実現と全ての利用者が住みたい所に安心して住み続けられるための住まいとサービスの保障
 - ① 利用者のニーズに応じた生活場所や地域を選ぶことができるよう、市町村を超えた生活圏域等、個別性を重視し柔軟に運用する
 - ② 保険者の運用の格差によって、その保障が損なわれないように徹底する
 - ③ 低所得者の生活（衣食住）と権利擁護の保障
- 2、重度化（認知症の進行、身体機能の低下や合併症の増加等）や看取りに対して、適切な医療と看護を一体的に受けられるようなしくみをつくる。
 - ① グループホームの医療や看護のあり方を見直し、重度化や入院を最小限にするために、医療保険あるいは介護保険による訪問看護や訪問リハビリを必要に応じて利用できるしくみとする。
 - ② 医療連携体制加算について、主治医の指示を受け十分な連携を図るとした上で、『**看護師**の配置』を『**看護職員**の配置』と算定条件を見直し、看護職員の役割を評価する。

- ③ グループホームにおける医療行為の取り扱いについて、十分な研修や現場の指導体制、介護職員の精神的負担を考慮した上で、慎重かつ適切に整備する。
- ④ 利用者の身体機能や重度化に伴い、椅子やベッド、褥瘡予防マット、車椅子等の福祉用具の必要性が高まっており、個々のニーズに応じて福祉用具の購入やレンタルを在宅と同じように利用できるしくみとする。
- ⑤ 入院中も、早期退院や必要な生活支援（洗濯や食事介助、治療中の見守り）や入院によるダメージを最小限にとどめられるように関わる支援を提供している実態を踏まえ、入院中の居室確保を前提に、入院後少なくとも一ヶ月は介護報酬の対象にする。

3、グループホームにおける介護支援専門員のあり方と育成

グループホームにおいては、適切なケアマネジメント＝ライフサポートワークが必要であり、それは既存の研修を受けた介護支援専門員では不適切である。グループホーム等に適した必要な研修を履修し、認知症ケアに習熟した介護支援専門員及び計画作成担当者の育成が必要不可欠である。また同時にグループホーム等における介護支援専門員の職務を明確にし、適切な報酬を付与する。

4、グループホームの位置づけや役割の抜本的見直し

制度創設から10年、グループホームの実態は大きく変容していることを踏まえ、介護報酬の適切な枠組みの再編を行う

- ① グループホームは生活支援を基盤としながらも、生活と介護の区分が必要であることから、食事の提供や日用品の取り扱いについて見直す
- ② 事務管理業務の増大に伴う人員配置や報酬の検討。
- ③ グループホームは1ユニット（5～9人）の小規模な生活支援単位を基本として整備されてきたことを踏まえ、共同生活住居ごとに運営が可能となるように組み立てる。

5、夜間ケア体制の充実

介護保険の基本である24時間切れ目のない介護を保障する観点から、夜間ケア体制の充実は必要不可欠である。

また認知症の人にとって夜間帯（特に夕方から就寝まで、起床以降）の支援の充実は、自立支援や BPSD（心理・行動障害）の防止、介護職員のストレスケアや介護職員の定着、また安全・防災の面からも緊急的な課題であることから、下記のように夜間ケア体制の充実を図る。

具体的には

- ① 共同生活住居ごとに1名の夜勤者を配置する。
- ② さらに1名以上の夜勤者（または宿直者）を配置している事業所に、その人件費に見合う加算を付与する。
- ③ そうした上で、段階的に1ユニットの小規模事業所の夜間ケアを2名体制とし、複数ユニットの場合はプラス1名の夜間体制とする。
- ④ これらの夜間ケア体制の充実のための報酬のあり方を見直す。

6、介護職員の研修・研鑽の機会保障と介護人材の育成・蓄積の長期的対策

認知症のケアや支援は、豊かな人間性や専門性が求められ、職員が習熟するには少なくとも3年間を要するものと考えられる。しかしながら3年以内に退職している介護職員は52%に及ぶ。この数字は、人材の確保並びに蓄積が容易ではないことを示している。人材確保と人材育成とともに日常の職員のストレスケアが必要不可欠であることから、職員が自信とやりがいを持って長く仕事ができる様に、具体的には下記のような検討を行う。

- ① 人員や費用など研鑽するための研修体制の支援～複数事業所連携研修事業の継続
- ② 実践者研修等の受講機会の拡大
- ③ 産休・育休・介護休業等が容易に取得でき、可能な限り継続就業ができるような派遣制度などの充実
- ④ 管理者が十分な職員へのスーパーバイズやストレスケアができるための人員配置

7、介護職員等の長期的計画に基づいた処遇改善

- ① 職員が人生設計とともに、仕事に誇りを持って安定した生活を営み続けられるように介護報酬を抜本的に見直し、最低年収を5年間で350万円以上とする。

- ② その実現までの期間、介護人材処遇改善交付金を継続的に支給する
- ③ キャリアパスの導入が個々の職員に有益であるよう、特に小規模事業所への導入に混乱や負担増とならないよう配慮する。
- ④ 介護保険事業に携わる全ての職員の処遇改善につながる支援策を検討する。

8、地域の多様なニーズに対応できるグループホームの育成

認知症の人や家族を地域全体で支えていく体制作りは必要不可欠であり、地域のサロン活動や交流拠点、認知症の相談窓口、認知症サポーター養成講座の開催、徘徊の見守りネットワークの拠点、障害者や小中学生の受入れなど、さまざまな地域ケアの機能を果たしているグループホームも少なくない。「運営推進会議」の拡充や地域コーディネート能力を有するグループホームの育成を図るとともに、それらに対する市町村の主体的な役割を明確にする。

9、グループホーム等の小規模施設における防災対策の向上

消防法が見直され、スプリンクラー等の支援策が講じられたことで、安全性の向上が図られた。今後も引き続き事業所の新築・改修、面積規模に拘らず、早期に全ての事業所の整備を促進すると同時に、設置時期に拘らず小規模事業所への補助の検討を行う。また現場にあっては、防災対策の向上に努力を惜しまないことを約束する。